

## 一般社団法人日本地質学会の電子出版物刊行に関する細則

1. 一般社団法人日本地質学会(以下、学会という)運営規則第5章第12条(6)にもとづき、学会が電磁的方法により刊行する出版物(以下、電子出版物という)について、その出版手続きを以下のとおり定める。

### (内容)

2. 電子出版物は、広い意味の地質学に関連するものとし、電子出版物の内容についての責任は、その著者らが負うものとする。

### (企画提案)

3. 電子出版物の企画提案者は、学会の正会員、理事会、支部、専門部会、研究委員会等とする。
4. 企画提案には、完成原稿とともに以下の内容を明記した書類を、編集出版部会企画出版委員会に提出する。
  - 1) 電子出版物の表題(または仮題)
  - 2) 著者またはその組織
  - 3) 出版の目的
  - 4) 出版物の概要(内容の概説、章立て等、ページ数など)

### (提案の採否)

5. 企画出版委員会は、提案内容を検討し、採否を決める。
6. 企画出版委員会は、採用決定の原稿について、当該分野の専門家等に校閲を依頼することができる。その校閲結果に基づいて著者らに修正を求め、最終原稿とする。
7. 企画出版委員会は、電子出版物の最終原稿を理事会に報告し、電子出版の承認を得る。

### (編集に関わる費用等)

8. 電子出版物の編集に関わる費用の支弁、その他必要なことについては、著者らと学会との間で協議し定める。

### (著作権)

9. 電子出版物の著作権は、別途定める著作権譲渡同意書に著者が必要な署名をすることにより、学会に帰属するものとする。

### (規則の変更)

10. 本規則の変更は、理事会の承認を得る。

### 附則

- ・本規則は2011年4月2日から施行する。